

IASB会議報告（第118回から第120回まで）

IASB（国際会計基準審議会）及び米国財務会計基準審議会（FASB）の第118回及び第119回の臨時会議が、それぞれ2010年6月1日及び10日にテレビ会議で開催された。また、第120回会議が、2010年6月15日から17日の3日間にわたってロンドンのIASB本部で開催され、その間に、IASBのみの会議及びFASBとの合同会議が行なわれた。

第118回会議は、IASBのみの会議とIASBとFASBの合同会議が行なわれ、IASBのみの会議では、連結及びリースが、また、合同会議では、保険会計及び連結が議論された。

第119回会議でも、IASBのみの会議とIASBとFASBの合同会議が行なわれ、IASBのみの議論では、ジョイント・ベンチャーが、そして、合同会議では、保険会計が議論された。

第120回会議のIASBのみの会議では、リース（FASBとの合同会議報告でまとめて報告）及び負債（IAS第37号（引当金、偶発負債及び偶発資産）の改訂）が議論された。一方、FASBとの合同会議では、保険会計、リース及び財政状態計算書上での相殺（資産負債のネッティング）が議論された。このほか、教育セッションでは、FASBが2010年5月に公表した金融商品に関する会計基準の公開草案「金融商品の会計処理、並びに、デリバティブ金融商品及びヘッジ活動の会計処理の見直し（Accounting for Financial Instruments and Revisions to the Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities）」の内容に関するFASBスタッフによる解説及び質疑が行なわれた。本稿では、教育セッションを除くこれらの議論の内容を紹介する。IASB会議には理事15名が参加した。FASBとの合同会議には、FASBのボードメンバー5名が参加した。

第118回臨時会議（2010年6月1日）

IASB会議

1. 連結

今回は、投資会社（investment company）の開示について議論が行われた。

2010年5月4日の臨時会議で、投資会社に関して、次の開示を求めることが暫定合意されている。

- (a) 投資会社が、従前は契約で要求されていなかった被支配投資先（controlled investees）に対して財務上又は他の支援を提供しているかどうか。
- (b) 被支配投資先が投資会社に資金を移転する送金能力に関する重要な制限の性質や程度。

その際に、現在米国会計基準で求められている投資会社に関する追加開示を I F R S の中に追加するかどうかに関しては、今後検討することとされていたが、今回、財務ハイライト表の開示を追加すべきかが議論された。この財務ハイライト表には、1株当たり投資損益、1株当たり実現損益及び未実現損益、株主への配当、購入プレミアム、償還手数料、関係会社による支払、費用対純投資収入比率、リターン総計、資本コミットメント等の項目が含まれている。議論の結果、財務ハイライト表の開示を求めることが暫定的に合意された。

2. リース

今回は、リースに関する議論の大部分が終了したことから、スタッフから、これまでのリースに関する議論は、公開草案を公表する際に遵守しなければならないデュー・プロセスの規定に準拠していると判断できるかどうかについて、ボードメンバーに対して質問がなされた。

議論の結果、I A S B は、これまでの議論で、公開草案を公表するために要求される必須のデュー・プロセス (mandatory due process) のすべてが行なわれ、さらに、公開草案を公表するための必須ではないデュー・プロセスも十分行なわれたと判断した。

I A S B と F A S B の合同会議

1. 保険会計

今回は、経過措置及び企業結合及びポートフォリオ移転 (portfolio transfer) の2つについて議論が行われた。

(1) 経過措置

発効日をいつとするか及び早期適用をどうするかという点を除いた経過措置の内容について議論が行なわれた。

議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

(a) 保険者は、表示される最初の期間の期首にすでに存在する保険契約のポートフォリオから新基準を次のように適用する。

- (i) ポートフォリオの保険負債は、契約ポートフォリオから生じるキャッシュ・フローの現在価値にリスク調整を加えた金額で測定すべきである。また、リスク調整は、リスク調整を明示するアプローチ (I A S B のアプローチ) の場合のみならず、単一の複合マージンを使用するアプローチ (F A S B のアプローチ) の場合においても計算する。これは、リスク調整を独立して計算しない複合マージンの考え方をそのまま適用すると、経過措置によって認識される保険負債の金額は、契約ポートフォリオから生じるキャッシュ・フローの現在価値のみとなるが、こ

れは適切でないと判断され、F A S Bのアプローチの下でも、経過措置の場合に限り、リスク調整を含めて保険負債を測定することが適切とされたためである。

- (ii) 当該測定値と保険者の従前の会計方針による測定値との差異を、開始剰余金で認識しなければならない。
 - (iii) 保険負債の測定に残余マージンを含めてはならない。
 - (iv) 単一の複合マージンを使用するアプローチ（F A S Bアプローチ）では、保険者は、上記(i)に基づいて、最初の期間の期首に算定されたリスク調整を、その時点における複合マージンとして扱わなければならない（このリスク調整は再測定されない）。保険者は、この複合マージンの事後の償却を、移行後に発生する複合マージンの償却とは別個に開示しなければならない。
 - (v) 従前の企業結合で引き受け、認識されている保険契約から生じている無形資産の認識を中止し、対応する金額を利益剰余金の調整としなければならない。I F R S第4号（保険契約）第31項では、企業結合で引き受けた保険契約の公正価値を、保険者の会計方針に基づいて測定された負債と無形資産（引き受けた保険契約の義務の公正価値ととの差額）という2つの構成要素に分けて表示（「拡張された表示」といわれている）することが認められており、ここで触れられているのは、この拡張された表示を適用した場合の無形資産の取扱いである。したがって、ここで述べられている調整は、顧客関係や顧客リストといった、将来発生する可能性のある契約に関係する無形資産には影響しない。保険者は、繰延新契約費の既存の残高の認識を中止し、対応する金額を利益剰余金の調整としなければならない。I A S BとF A S Bは、従前に認識されていた無形資産や繰延新契約費は、いずれも過去における保険負債の過大計上の訂正と見ることができ、それらの消去は、保険負債の測定における減額と一致する可能性が高いことに留意した。
- (b) 移行日における開示要求についても検討し、次の点が暫定的に合意された。
- (i) 保険者には、新基準を適用する初年度の期末の5年前より前に発生したクレームの展開（claim development）で、従前は公表されていなかった情報を開示することを免除する。
 - (ii) 経過措置に関して、すでにI A S第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」及びF A S B A S C Section 250-10-50「会計の変更及び誤謬の訂正 - 開示」で要求されているものを超える特定の開示は要求しない。
- (c) 移行日における再指定についても検討し、次の点が暫定的に合意された。
- (i) 保険者には、将来新基準を適用する際に、当期純利益を通じて公正価値で測定するものとして再指定することにより、測定又は認識に関する不整合が取り除かれるか又は大幅に削減される場合には、表示される最初の期間の期首に金融資産を、

当期純利益を通じて公正価値で測定する区分に再指定を行うことが許容されるべきである。

(ii) 保険者は、この再指定による累積的影響額を、表示される最初の期間の開始剰余金に対する調整として認識し、対応する残高をその他の包括利益累計額から取り除かなければならない。

(d) I A S B は、I F R S の初度適用企業に対しても、I F R S をすでに適用している企業と同様の経過措置を適用すべきでことに暫定的に合意した。

今回、発効日及び早期適用を認めるかどうかについては議論されなかった。この点については、今後2011年6月末に新基準が完成するまでに議論を行なう予定である。

なお、スタッフから、I A S B は、I F R S 第9号「金融商品」の検討の際に、保険契約に関する新たなI F R S の強制適用日が2013年より遅くなる場合には、保険会社が短期間に2度の改訂に直面することを避けるために、I F R S 第9号の発効日を遅らせることを検討するとしている点が指摘され、留意された。

(2) ポートフォリオ移転及び企業結合

保険契約のポートフォリオは、法的な譲渡及び企業結合の一環として移転されるが、その際の会計処理をどのように行うかについて議論が行なわれた。

議論の結果、ポートフォリオ移転に関して、次の点が暫定的に合意された。

ポートフォリオ移転

(a) I A S B の暫定合意は、次のとおりである。

ポートフォリオ移転の日に、引き受けられる保険契約のポートフォリオのそれぞれについて、保険者は、

(i) キャッシュ・フローの期待現在価値（リスク調整を使用するモデルでは、リスク調整を加える）を決定し、かつ、

(ii) 上記金額と、当該契約で受領する対価を比較し、差額を次のように会計処理する。

なお、受領する対価を決定するに当たり、同一取引で取得された他の資産及び負債（例えば、金融資産や顧客関係等）があれば、それらに対する対価を調整しなければならない。

・ 対価の方が高い場合、保険者は差額をその時点で残余マージン又は複合マージンとして認識しなければならない。

・ 対価の方が低い場合、保険者は差額をその時点で当期純利益で認識しなければならない。

(b) F A S B の暫定合意は、次のとおりである。

ポートフォリオ移転の日に、引き受けられる保険契約のポートフォリオのそれぞれについて、保険者は、

(i) キャッシュ・フローの期待現在価値（リスク調整を使用するモデルでは、リスク

調整を加える)を決定し、かつ、

- (ii)上記金額と、当該契約で受領する対価を比較し、差額をその時点で残余マージン又は複合マージンとして認識する。なお、受領する対価を決定するに当たり、同一取引で取得された他の資産及び負債(例えば、金融資産や顧客関係等)があれば、それらに対する対価を調整しなければならない。

企業結合

企業結合で引き受けられる保険契約の測定についても検討し、次の点がIASB及びFASBによって暫定的に合意された。

保険者は、キャッシュ・フローの期待現在価値(リスク調整を使用するモデルでは、リスク調整を加算)と当該契約の公正価値を比較し、差額を次のとおり処理する。

- (i)公正価値の方が高い場合、保険者は差額をその時点で残余マージン又は複合マージンとして認識する。
- (ii)公正価値の方が低い場合、保険者は契約を公正価値ではなく、キャッシュ・フローの期待現在価値(リスク調整を使用するモデルでは、リスク調整を加算)で測定する。これは、IFRS第3号「企業結合」及びASCトピック805「企業結合」の一般規定(公正価値による測定)に対する例外となり、この結果、企業結合において認識されるのれんの当初帳簿価額は増加することになる。

2. 連結

今回は、連結子会社の開示目的及び開示に関するこれまで議論されてこなかった項目の2つについて議論が行われた。

(1)開示目的

これまで、連結に関する開示要求の中には、開示目的のリストを含めることが議論されてきた。

今回、スタッフから、開示要求の中に含める開示目的案が提示され、これが議論された。議論の結果、次のような開示目的を含めることが暫定的に合意された。

報告企業は、財務諸表の利用者が次の点を理解できるような情報を開示しなければならない。

- (a) 報告企業が他の企業を支配しているかどうかの決定、及び、仕組企業への報告企業の関与の決定に対して、報告企業が行なった重要な判断及び前提(及びそれらの変更)。
- (b) 非支配持分がグループの活動に対して有している持分。
- (c) グループのなかのどこで資産又は負債が保有されているかの結果として制限がある場合には、資産へのアクセス及び利用できる、又は、連結企業の負債の決済ができる報告企業の能力に対する制限の影響。

(d) 報告企業の連結仕組企業の支配又は非連結仕組企業への関与に関連するリスクの性質及びその変動。

(2) その他の開示項目

上述した開示目的は、それを支える特定の開示要求によって補完されるべきことが暫定的に合意されている。今回は、これまでに議論されなかった項目について議論が行われた。議論の結果、次の項目を、新たに開示を求める項目とすることが暫定的に合意された。

- (a) 報告企業が財務支援（例えば、流動性に関するアレンジメントや資産を購入する義務）を連結仕組企業に対して行なうことを要求することになるようなアレンジを有している場合には、報告企業は、報告企業を損失にさらすことになる潜在的な事象又は状況を含む当該アレンジの条件を開示しなければならない。
- (b) 報告企業が、非連結仕組企業に関与している場合には、報告企業は、次の項目を開示しなければならない。
- (i) 当該関与に関連して、報告企業の連結財務諸表で認識されている資産及び負債の簿価。
 - (ii) 当該資産及び負債が認識されている連結財政状態計算書の行項目。
 - (iii) どのようにして損失に対するエクスポージャーが決定されたかを含む、当該関与によって損失にさらされている報告企業の最大エクスポージャーを最もよく示す金額（報告企業が非連結仕組企業への関与から生じる損失に対する最大エクスポージャーを数量化できない場合には、その事実を開示しなければならない）。
 - (iv) 非連結仕組企業への関与に関連する報告企業の資産及び負債の簿価と、報告企業の損失に対する最大エクスポージャーとの比較。

仕組企業への関与に関する上記開示要求の範囲に関してさらに検討すること及びこのような開示をすべての企業への関与に適用すべきかどうかについて結論を出すことがスタッフに指示された。

なお、報告企業がスポンサーとなっている非連結仕組企業への関与から生じる利得（income）や仕組企業が創設された際に譲渡された資産の簿価の開示を求めることがスタッフから提案されたが、否決された。

第119回臨時会議（2010年6月10日）

IASB会議

1. ジョイント・アレンジメント

IFRSの年次改善プロジェクトで取り上げられたIAS第28号（関連会社投資）の改訂（後述）を、年次改善という形で行なうのではなく、本プロジェクトで、IAS第28

号を改訂することになっているが、今回、これに関連する問題について議論が行われた。

(1)問題の背景

I A S 第 2 8 号第 1 項では、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動保険ファンドを含むその他の類似企業によって保有される関連会社投資のうち、I A S 第 3 9 号（金融商品：認識及び測定）に従って、当初認識時に、当期純利益を通して公正価値で測定するという会計処理を指定されているか又は売買目的区分に分類されるものに対しては、I A S 第 2 8 号の規定を適用しないとしている。I A S 第 2 8 号の適用除外となった投資は、I A S 第 3 9 号に従って、公正価値で測定され、その変動は当期純利益で認識する会計処理が適用される。

2 0 1 0 年 2 月 の I F R S の 年 次 改 善 プ ロ ジ ェ ク ト に お い て 、 上 述 の 適 用 範 囲 に 関 す る 例 外 規 定 を 適 用 し て 当 期 純 利 益 を 通 し て 公 正 価 値 で 測 定 す る と い う 会 計 処 理 が 行 な わ れ る 関 連 会 社 投 資 は 、 連 結 財 務 諸 表 上 に お い て も 当 期 純 利 益 を 通 し て 公 正 価 値 で 測 定 す る と い う 会 計 処 理 を 親 会 社 が 適 用 で き る と い う こ と が 暫 定 合 意 さ れ た 。 し か し 、 こ の 改 訂 は 、 年 次 改 善 と し て 行 な う の で は な く 、 ジ ョ イ ン ト ・ ア レ ン ジ メ ン ト を 扱 う 本 プ ロ ジ ェ ク ト で 取 り 扱 う こ と と さ れ た 。

(2)今回の論点と議論

上述の暫定合意に基づき、ドラフトを作成している際に、次の点を明確にする必要が生じ、今回議論された。

論点は、連結財務諸表上において公正価値測定の例外規定を適用するためには、関連会社となるための要件である「重要な影響」は、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動保険ファンドを含むその他の類似企業のレベルで達成されるべきか、それとも、グループレベルのみで達成されればよいか、というものである。

議論の結果、公正価値測定の例外規定を適用するためには、ベンチャー・キャピタル企業、ミューチュアル・ファンド、ユニット・トラスト及び投資連動保険ファンドを含むその他の類似企業のレベルで関連会社である必要はないことが、暫定的に合意された。

I A S B と F A S B の 合 同 会 議

1 . 保 険 会 計

今回は、有配当投資契約（participating investment contract）及びリスク調整の技法の2つについて議論が行われた。

(1)有配当投資契約

配当に裁量権のある投資契約は、保険契約に関する新基準の範囲に入れるべきか、それとも金融商品に関する基準の範囲に入れるべきかについて議論が行なわれた。

議論の結果、IASB及びFASBは、次のような点について暫定的に合意した。

- (a) IASBは、裁量権のある有配当性を有し、かつ、有配当保険契約と同じ資産プールに参加する投資契約を、保険契約に関する新基準の範囲内に含めることに暫定的に合意した。

IASBとFASBは、スタッフに、資産プールが、有配当保険契約及び有配当投資契約の両方を含むのはどんな場合であるかを決定するための規準（例えば、当該プール中の保険契約に関連する資産部分を参照する）をさらに検討することを指示した。

さらにIASBは、これらの契約の境界線は、契約保有者が裁量権のある有配当性から生じる便益を受け取る契約上の権利をもはや有しなくなる時点と定義すべきであると暫定的に決定した。

- (b) FASBは、これらの契約を金融商品に関する基準の範囲内に含めることを暫定的に決定した。

(2) リスク調整技法

2010年5月の会議で、IASBとFASBは、リスク調整を独立した要素として扱うモデルを採用する場合には、リスク調整を測定するために用いる技法の範囲を限定すべきことに暫定的に合意している。このような技法として、信頼区間、条件付きテール期待値又は資本コストを使用するアプローチが検討されており、特に、資本コスト法が測定目的を満たすかどうか議論され、スタッフに対してさらに検討することが指示されていた。

今回、これを受けて、3つの技法の差異を説明する設例が示され、議論が行なわれた。

議論の結果、リスク調整を測定するための技法として、信頼区間、条件付きテール期待値又は資本コストを使用するアプローチに絞ることについてほぼ合意に達し、このような技法が、どのように提案されているリスク調整の目的及び特性を満たすかについて説明するガイダンス案を開発することがスタッフに指示された。

第120回会議（2010年6月15日から17日）

IASB会議

1. IAS第37号

今回は、スタッフから、IAS第37号の改訂に関する限定的な公開草案（2010年1月に「IAS第37号における負債の測定」として公表）に対するコメントに関する簡単な報告が行なわれた。この報告は、コメントの締切り期限が5月19日で、受領したコメントの概要を伝えることが目的であった。詳細なコメント分析の報告は、2010年9月

会議で行なわれる予定である。

IASBとFASBの合同会議

1. 保険会計

今回は、キャッシュ・フローに関する適用指針（application guidance）案、外貨建キャッシュ・フローを伴う保険契約、リスク調整技法に関する適用指針（application guidance）案、再保険のフォローアップ論点及び保険契約の提案モデルの概観（両ボードの暫定合意の差異）について議論が行われた。

(1) キャッシュ・フローに関する適用指針案

今回、スタッフから、3つのビルディング・ブロックの最初の要素である将来キャッシュ・フローの見積りに関する適用指針案が示され、これについて議論が行なわれた。

適用指針案の目的がキャッシュ・フローを見積ることであるため、指針案では、キャッシュ・フローは契約を履行するための費用の保険者の見積りを反映しなければならず、金利のような市場変数を除き、市場情報の調査は求められない。また、指針案では、目的適合的なキャッシュ・フローは、既存契約、すなわち契約の境界線内に入る契約に関連することを強調している。また、指針案では、保険契約者が契約を履行するにつれて発生するキャッシュ・アウトフローは、当該契約に直接関係するこれらのコスト（及びこれに関連するキャッシュ・フロー）であると提案している。

議論では、指針案に対する意見交換が行なわれ、包括原則（overall principles）を改良することがスタッフに指示された。

(2) 外貨建キャッシュ・フローを伴う保険契約

外貨建キャッシュ・フローを伴う保険契約の構成要素となる残余マージン又は複合マージンが、他の構成要素と同様、貨幣性項目かどうかを中心に議論が行なわれた。

議論の結果、外貨建キャッシュ・フローを伴う保険契約は、全体が貨幣性項目であると暫定的に合意された。この結果、保険契約の構成要素であるキャッシュ・フローの期待現在価値及びリスク調整に加えて、リスク・マージン又は複合マージンも同様に貨幣性項目として取り扱われる。残余又は複合マージンは、財貨及びサービスに対する前払金額に似ているため、表面的には、これらは非貨幣性項目であるが、残余又は複合マージンを含む保険契約全体を単一の通貨で表示されるように処理する方がより首尾一貫していると考えられたため、残余又は複合マージンを貨幣性項目とみなすこととされた。

(3) リスク調整技法に関する適用指針案

今回、2010年6月10日の臨時会議での指示を受けて、スタッフから、リスク調整を

測定するための技法に関する適用指針案が示され、これについて議論が行なわれた。議論の結果、次の点が暫定的に合意された。

- (a) リスク調整の目的は、最終的な履行キャッシュ・フローが予想を超過するリスクから解放されるために保険者が合理的に支払うであろう最大の金額とすべきである。
- (b) リスク調整を決定するための技法として、信頼区間、条件付きテール期待値（CTE）及び資本コスト法のみを認めるべきであり、他の技法は認めるべきではない。

(4) 再保険

今回、再保険資産の当初測定及び出再手数料について議論が行なわれた。

再保険資産

出再者が当初認識時に再保険契約を測定する際には、次のようにすべきであることが暫定的に合意された。

- (a) 出再者は、基礎となる保険負債を再測定し、当該測定をビルディング・ブロック・アプローチに基づく再保険資産の当初測定に適用しなければならない。その際には、再保険者の不履行リスクを考慮に入れる。
- (b) 出再者が再保険者に支払う対価が、ビルディング・ブロック・アプローチに基づく再保険資産の測定を上回る場合、出再者は、超過額を当初測定時に残余マージン又は複合マージンとして処理しなければならない。
- (c) ビルディング・ブロック・アプローチに基づく再保険資産の測定が、出再者が再保険者に支払う対価を上回る場合、出再者は超過額を、再保険契約の当初認識時に利得として当期純利益で認識しなければならない。

出再手数料

出再手数料は、主として、比例的再保険において、出再者が支払った新契約費の再保険に対応する比例的な部分の補填として再保険者から出再者に支払われるものである。この出再手数料の取扱いについても議論され、次の点が暫定的に合意された。

- (a) I A S Bは、出再者は、出再手数料を、再保険者に支払う出再保険料の減額として処理しなければならないと暫定的に合意した。
- (b) F A S Bは、出再者は、これらの出再手数料が、出再者の増分新契約費の再保険者のシェアに関連する範囲で、利得として当期純利益で認識しなければならないと暫定的に合意した。出再者は当該利得を、再保険契約を認識する日又は増分新契約費が発生した日のいずれか早い方で認識しなければならない。出再者は、出再手数料の残りの部分を再保険者への出再保険料の減額として処理しなければならない。F A S Bは、この暫定合意は、今後の会議における新契約費に関する決定の見直しによって変更され得ることに留意した。

なお、再保険資産についての減損テスト及び非比例再保険契約については、今回議論されたものの、合意には至らなかった。

(5) IASBとFASBの暫定合意における主な差異

IASBとFASBは、両者の暫定合意の主な差異について議論を行なった。このような差異には、新契約費、複合マージンと残余マージン（リスク調整を明示するかどうか）、残余又は複合マージンに対する利息の付与、有配当契約、保険リスクの概念、組込デリバティブ、認識の中止及びポートフォリオ移転がある。これらに対する議論の概要は次のとおりである。

新契約費

- ・ IASBとFASBは、保険契約が失効した場合に起こり得る新契約費の回収可能性の会計処理方法について議論したが、合意には至らなかった。
- ・ IASBとFASBは、保険者は、すべての新契約費を発生時に費用として認識すべきであるという以前の暫定合意を再確認した。
- ・ IASBは、保険者は、契約開始時で、発生した増分新契約費と同額を収益として認識しなければならないという点について、改めて、暫定的に合意した。
- ・ FASBは、保険契約の測定に含めるべきキャッシュ・フローの性質に関する一般的な議論を今後行なうことを条件に、今後の会議で、保険者は契約開始時に収益を認識すべきでないという以前の暫定合意を維持するかどうかについて再検討することを示唆した。

マージン

保険契約の測定におけるマージンに対する異なるアプローチについては、IASB及びFASBは、それぞれの以前の暫定決定を確認した。

- ・ IASBの暫定合意は、残余マージン・アプローチ（したがって、リスク調整を明示する）を採用し、残余マージンには利息を付与するというもの。スタッフは、利率は現在のレートであるべきか契約開始時に決定されたレートであるべきかについて、さらに検討する予定である。
- ・ FASBの暫定合意は、複合マージン・アプローチ（リスク調整は複合マージンに含まれ明示されない）を採用し、当該マージンに利息を付与しないというもの。

有配当契約

IASB及びFASBは、それぞれの以前の暫定決定を確認した。

- ・ IASBの暫定合意は、有配当支払いに関するキャッシュ・フローを他の契約キャッシュ・フローと同様の方法で保険負債の測定に含めるというもの。
- ・ FASBの暫定合意は、保険者が債務を有する限度において、有配当支払いに関するキャッシュ・フローを保険負債の測定に含めるというもの。FASBは、この結論は暫定的なものであり、保険契約の測定に含めるべきキャッシュ・フローの性質に関するより一般的な今後の議論を待つことに留意した。

保険リスク

保険契約の定義という文脈で、保険リスクに関して、議論が行なわれた。

議論の結果、IFRS第4号「保険契約」で示されている保険契約の定義にある既存の規準に、さらに条件を追加することを、FASBは確認し、IASBは暫定的に合意した。その条件は、正味キャッシュ・アウトフローの期待現在価値が、保険料の現在価値を超過し得るシナリオがない場合には、契約は、保険リスクを移転しないというものである。なお、IFRS第4号では、保険契約は、「ある主体（保険者）が、その主体（保険契約者）から、特定の不確実な将来事象（保険事故）が保険契約者に不利益を与えた場合には、保険契約者に補償を行なうことに同意することにより、重大な保険リスクを引き受ける契約」と定義されている。また、保険リスクは、「財務リスク以外のリスクで、契約保有者から契約発行者に移転されるもの」と定義されている。

組込みデリバティブ

IASB及びFASBは、アンバンドリングに関して、保険契約の構成要素が別々に測定できないほど相互依存的である場合を除き、構成要素を別々に会計処理することを保険者に求めるというアンバンドリング原則に暫定的に合意している。今回、両者は、このアンバンドリング原則と組込みデリバティブとの関係について検討を行なった。

議論の結果、この関係を見直し、次のような点が暫定的に合意された。

- (a) FASBは、提案されているアンバンドリング原則を組込みデリバティブに適用し、組込みデリバティブが別々に測定できないほど相互依存的である場合を除き、保険者はそれを主契約から分離するという取扱いを再確認した。これは、保険契約に組み込まれた組込みデリバティブを分離するための既存の規定を置き換えることを意味する。
- (b) IASBは、保険契約に組み込まれたデリバティブが提案されているアンバンドリング原則による分離会計の要件を満たさない場合、IAS第39号における既存の規定によって、保険者が組込みデリバティブを別個に会計処理することを要求されることはあり得ないことに留意した。したがって、IASBは、提案されているアンバンドリング原則は十分であり、IAS第39号の規定を適用する必要はないと判断している。

認識の中止

保険契約の認識中止原則に関し、IASBとFASBは、保険者は保険負債が消滅するとき、すなわち、債務が履行される、取り消される又は失効するときに、認識を中止しなければならないことに暫定的に合意した。これを解説するガイダンスでは、認識の中止が生じたときには、保険者はもはやリスクにさらされておらず、したがって、保険債務に対していかなる経済的資源も移転することを要求されないということが記述される予定である。

ポートフォリオ移転

保険契約のポートフォリオ移転に関し、IASBとFASBは、正味キャッシュ・アウトフローの期待現在価値（残余マージン・アプローチでは、リスク調整を含む）が受取対価を上回る場合、ポートフォリオを引き受ける保険者は超過額を当期純利益で認識すべきで

あると暫定的に合意している（2010年6月1日の臨時会議の報告を参照）。しかし、今回、このような損失が発生したかどうかを評価する際に、保険者は、ポートフォリオ移転で獲得したすべての無形資産又はその他の資産を認識したかどうかを確かめるべきであり、保険負債のポートフォリオの当初認識時に測定を見直さなければならないことを求めることが暫定的に合意された。

2. リース

今回は、貸手の会計処理における部分認識の中止アプローチの下での経過措置、貸手の会計モデル、サービスとリースを構成要素として持つ契約の会計処理及び購入オプションの会計処理に関して議論が行われた。

(1) 部分認識の中止アプローチの下での経過措置（貸手の会計処理）

認識の中止アプローチの下では、貸手は、リース債権を認識するとともに、原資産の簿価を、移転した利用権と留保している権利のそれぞれの公正価値の相対的な比率で按分して、移転した利用権に相当する簿価の認識の中止を行なうことになる。

今回議論されたのは、新しいリース会計基準を初めて適用する際に、従前のリース契約をどのように取扱うかである。

議論の結果、IASBとFASBは、貸手は、新リース会計基準の適用日に存在しているすべてのリース契約を認識し測定しなければならない点に暫定的に合意した。具体的には、認識するリース債権は、残余期間のリース料支払額の現在価値で測定し、認識される残余資産（リースの原資産のうち利用権として移転されたものを除いたもの）は、公正価値で測定するという取扱いとなる。

(2) 貸手の会計モデル

貸手の会計処理として、FASBは、履行義務アプローチを選好しているが、IASBは、混合モデル（hybrid model）を選好しており、両者の考え方は統一されていない。混合モデルとは、ある種のリース取引に対しては、認識の中止アプローチを、そして、それ以外には、履行義務アプローチを採用しようというものである。2010年5月の合同会議では、スタッフに対して、混合モデルをさらに開発することが指示されていた。

今回、これを受けて、いくつかの混合モデルが示され、それに基づいて議論が行われた。

議論の結果、FASBも混合モデルに賛成し、両者は、混合モデルを採用することに暫定的に合意した。今回合意された混合モデルは、貸手が原資産に関連する重要なリスク及び便益にさらされているリースに対しては、履行義務アプローチを適用し、それ以外のすべてのリースには、認識の中止アプローチが適用されるというものである。具体的には、現在ファイナンス・リースと分類されている大部分のリースに認識の中止アプローチが適用

され、オペレーティング・リースと分類されている大部分のリースに履行義務アプローチが適用されることになると思われる。

(3) サービスとリースを構成要素として持つ契約の会計処理

今回、サービスとリースを構成要素として持つ契約の会計処理について議論が行なわれた。サービス構成要素を区分せずに会計処理すると、契約当初にリース債権が過大に計上され、また、リース取引の利得も過大に認識されることになる。スタッフからの提案は、貸手は、サービス構成要素を分離できるだけの情報を保有しているはずなので、リース契約上サービスとリースの構成要素が区分されていなくとも、貸手に2つの構成要素への区分処理を求めるべきであるというものであった。議論では、スタッフの提案アプローチのほか、契約当初に将来提供するサービスの現在価値と当該サービスに関するマージンを加味した金額を履行義務として負債で認識し、これとリース債権との差額を収益として認識するというアプローチも有力な代替案として検討された（その後、サービスの提供と共にサービスに関して認識された負債が収益に振替えられる）。

議論の結果、スタッフに対して、上述の2つのアプローチを、設例を用いて説明する資料を準備することが指示された。その設例では、サービス構成要素が契約上区分できる場合とそうでない場合を示し、貸手及び借手の会計処理についても触れることが予定されている。

(4) 購入オプションの会計処理

2010年5月の合同会議では、認識の中止アプローチの下で、更新又は解約オプションをどのように取扱うかが議論されたが、その中で、購入オプションの付いたリースの貸手及び借手の会計処理については、さらに検討することがスタッフに指示されていた。

これを受けて、今回、スタッフから資料が提示されたが、その中で、スタッフの意見は、購入オプションは、更新又は解約オプションの会計処理と整合的に処理すべきであるという見解と 購入オプションは、権利行使時にのみ会計処理すべきであるという見解とに分れていることが示されていた。

議論の結果、購入オプションは、権利行使時にのみ会計処理するという考え方を採用することが暫定的に合意された。

3 . 財政状態計算書上での相殺

今回の会議で、金融商品の貸借対照表上での相殺基準について、米国会計基準とIFRSとのさらなるコンバージェンスを達成するために、共同して議論を進めることが暫定的に合意された。

これは、ネットティング（相殺）に関する米国会計基準とIAS第32号との差異の解消を

目指すものである。米国会計基準では、マスター・ネットィング契約があるなどの場合には、金融資産と金融負債のネットィングを認めているが、IAS第32号にはそのような規定がないため、IFRSの財政状態計算書では、マスター・ネットィング契約の存在だけでは、ネットィング（相殺）をすることができない。このため、両者の取扱いの収斂を図ることが必要と認識された。

議論の結果、スタッフに対して、次に関するより詳細な情報を入手することが指示された。

- (a) ISDA（国際スワップデリバティブ協会）やその他の類似のマスター・ネットィング契約の異なる国々での法的な強制力。
- (b) マスター・ネットィング契約以外の契約に含まれている相殺権の法的な強制力（例えば、貸出金の相手先に不履行が生じた場合に、預金と貸出金を相殺することができる金融機関の相殺権）。
- (c) 一般論としての資産と負債を相殺することの有用性及び特にリスクの異なるタイプ（例えば、信用リスク、流動性リスク及び市場リスク）による有用性。
- (d) 清算機関（central counterparty :CCP）を通して行なわれる取引に対するCCPの運営、清算機関が提供する防御の範囲及びCCPの運営の法的基礎。

以上

（国際会計基準審議会理事 山田辰己）

* 本会議報告は、会議に出席された国際会計基準審議会理事である山田辰己氏より、議論の概要を入手し、掲載したものである。